

総務省所管

会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	③	④長	①	①

第7号様式 (第9条関係)  
(その1)

No.			
山手			



平成 23 年分 (平成 年 月 日開催分)

# 収支報告書

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

- (ふりがな)
- 政治団体の名称
  - 主たる事務所の所在地
  - 代表者の氏名
  - 会計責任者の氏名

たむらのりひさくんをおうえんするかい  
 田村憲久君を応援する会

---

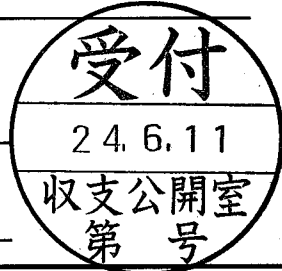
三重県松阪市茶与町28-2 田村のりひさ事務所内

---

宇野 恭生

---

庄司 博俊



活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

2632

事務担当者の氏名  
 有田 允二  
 (電話) 0598-25-6580

---

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

無

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 田村 憲久

公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

233/50

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	26,887,822
(前年からの繰越額) -----	24,327,822
(本年の収入額) -----	2,560,000
支 出 総 額 -----	14,265,128
翌年への繰越額 -----	12,622,694

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	0
員 数 -----	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア) + (イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
田村憲久君を応援する会	2,560,000	平成23年7月30日 津市大倉19-1 日本土建(株)7F
この頁の小計	2,560,000	
合計	2,560,000	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	1 (1)～(4)の計…①
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	262,858	2 (3)ア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	262,858	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	14,000,420	
(6) そ の 他 の 経 費	1,850	
小 計	14,265,128	2 (1)～(6)の計…②
合 計	14,265,128	①+②

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		政治資金パーティー開催事業費（田村憲久君を応援する会）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
テーブルクロス代	10,500	23 7 26	エヌアイサポート	三重県松阪市中林町453-12	
飲料代他	11,894	23 7 26	プロマーケット	三重県津市柳山津興382-10	
飲料代	23,800	23 7 28	肴きど	三重県松阪市大黒田町238-12	
弁当代	15,040	23 7 30	肴新玉亭	三重県津市丸之内養正町5-1	
会場借上代	10,500	23 7 30	日本土建(株)	三重県津市大倉19-1	
食料代	160,650	23 8 4	株武蔵野	三重県松阪市愛宕町1-105	
この頁の小計	232,384				
その他の支出	30,474				
合計	262,858				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金（寄附金）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	4,000,000	23 2 9	平岡よしたか元気づくり楽食楽動会	三重県松阪市嬉野算所町505	
〃	10,000,000	23 9 13	自由民主党三重県第四選挙区支部	三重県松阪市茶与町28-2	
この頁の小計	14,000,000				
その他の支出	420				
合計	14,000,420				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分		その他経費(振込料)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	1,850				
合計	1,850				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	



# 宣 誓 書

添付書類（別紙のとおり）

- ① 領収書の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成24年 5月 28日

政治団体の名称

田村憲久君を応援する会

会計責任者の氏名

庄司 博俊



代表者の氏名  
(解散のみ)



※ 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。

## 政治資金監査報告書

平成24年4月28日

田村憲久君を応援する会  
代表者 宇野 恭生 殿

登録政治資金監査人

石 子 貢



登録番号

第 1183号

研修終了年月日

平成21年3月25日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、「田村憲久君を応援する会」の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難い支出の明細書等及び振込明細書(以下「会計帳簿等の関係書類」という。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、「田村憲久君を応援する会」の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難い支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難い支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難い支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

「田村憲久君を応援する会」と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、「田村憲久君を応援する会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以 上